

野山へ入る皆さまへ

ヒグマによる事故防止

農林課(林業振興係)

〒52 2178

ハイキングやキノコ採り

などで野山へ入る機会が増える季節となりましたが、近郊の野山に入る場合であつても、常にヒグマによる事故防止に努める必要があります。野山に入る場合は、ヒグマとの遭遇による事故などを未然に防ぐため、次のことに注意しましょう。

ヒグマに遭遇しないために…
(1)野山に入る前に地元の市役所・町村役場や森林管理署などで、事前にヒグマの出没情報を確認してください。
ヒグマの出没情報のある地域や、ヒグマの出没を知らせる看板がある場所への立ち入りは避けましょう。また、イヌを連れての立ち入りは、ヒグマを興奮させることがあり危険です。
(2)ヒグマに出会わない工夫をしましょう。
ヒグマの出没が予想される野山では、単独行動を避



け、集団での行動を心がけましょう。野山での単独行動は、人とヒグマの双方で気付くのが遅れ、危険な状況になる場合があります。また、鈴などの鳴りものを携行したり、見通しの悪い場所では笛を吹くなど、人の存在を早めにヒグマに知らせる工夫をしましょう。特に、ヒグマの活動が活発になる早朝や夕方、ヒグマが人に気づきにくい濃霧時や降雨時は注意が必要です。ほとんどのヒグマは、人の存在に気づけば、自ら遭遇を避けます。

(3)野山での飲食の際に臭いの強い食料はヒグマを引き寄せる場合がありますので、控えたほうがよいでしょう。また、残飯、空き缶などのゴミは必ず持ち帰りましょう。
ゴミを、野山に捨てたり、埋めたりすると、ヒグマがこれらを食べて味を覚えてしまいます。いったん味を覚えたヒグマは、これらの魅力的な食物を得るため、危険な行動をとるようになることが知られています。

ヒグマに遭遇したら…

(1)まず落ち着く

あわてることは事故につながります。落ち着いて状況判断をしましょう。特に、走って逃げると追いかけてくることがあるので、危険です。

(2)ヒグマを刺激しない

ヒグマがこちらに気づいていないようであれば、静かに立ち去りましょう。また、距離が近い場合は、視線をそらさずゆっくりと後退してください。

(3)持ち物を取られたら

ザックなどの持ち物をヒグマに取られたときは、あきらめましょう。
注意：野生のヒグマとの遭遇については様々なケースがあり、これで絶対安全という対処方法はありません。山に出かける際には細心の注意をお願いします。

戦後海外から引き揚げて来られた方々へ

札幌税関支署

〒011 231 1443

税関では戦後、海外から引き揚げて来られた方々からお預かりしました約87万件余りの次のような未返還の保管証書類をお返ししています。

終戦後、海外から引き揚げて来られた方々が、上陸地の税関・海運局に預けられた通貨・証券。帰国前に樺太(真岡・大泊・豊栄・留多加など)、満州(瀋陽・吉林・撫順・鞍山など)にあった在外公館、日本人自治会に預けられた通貨・証券などのうち日本に返還されたもの。

保管証券類とは…
税関が保管している通貨・証券類には、携帯輸入が禁止された一定額を越えたものについて上陸港で引揚者から税関が預かった「上陸港扱いの保管物件」。外地からの引き揚げの際、在外公館または日本人自治会へ寄託され、最終的に税

関に移管された「外地扱いの保管物件」があります。返還の請求は、ご本人だけではなくご家族の方々でも構いません。「もしかしたら家にも…」とお気づきの方は、お気軽に最寄の税関までお問い合わせください。

問い合わせ先

函館税関監視部統括監視官部門
〒040 8561
函館市海岸町24番4号
函館港湾合同庁舎
〒013 840 4244

恩給欠格者、引揚者の皆さまへ

独立行政法人平和祈念事業特別基金では、次の方々に内閣総理大臣名の書状などを贈呈しています。

旧軍人等で恩給等を受けていない恩給欠格者の方
終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてこられた方

請求書類は、役場保健福祉課の窓口においてあります。
資格要件などのお問い合わせは、独立行政法人平和祈念事業特別基金(〒0120-234-933)まで